

十和田市地域福祉計画 策定に当たって

目次

1. 地域福祉の必要性	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 「自助」、「共助」、「公助」の考え方	4
4. 計画の策定体制イメージ	5
5. 計画の期間	5
6. 計画の体系	6

1. 地域福祉の必要性

地域に暮らす住民は、日々の生活の中で様々な困りごとを抱えることがあります。このような生活課題には、保健・医療・福祉などの公的サービスで解決できるものもありますが、迅速な対応が難しい、きめ細やかな対応ができないなど様々な課題があります。

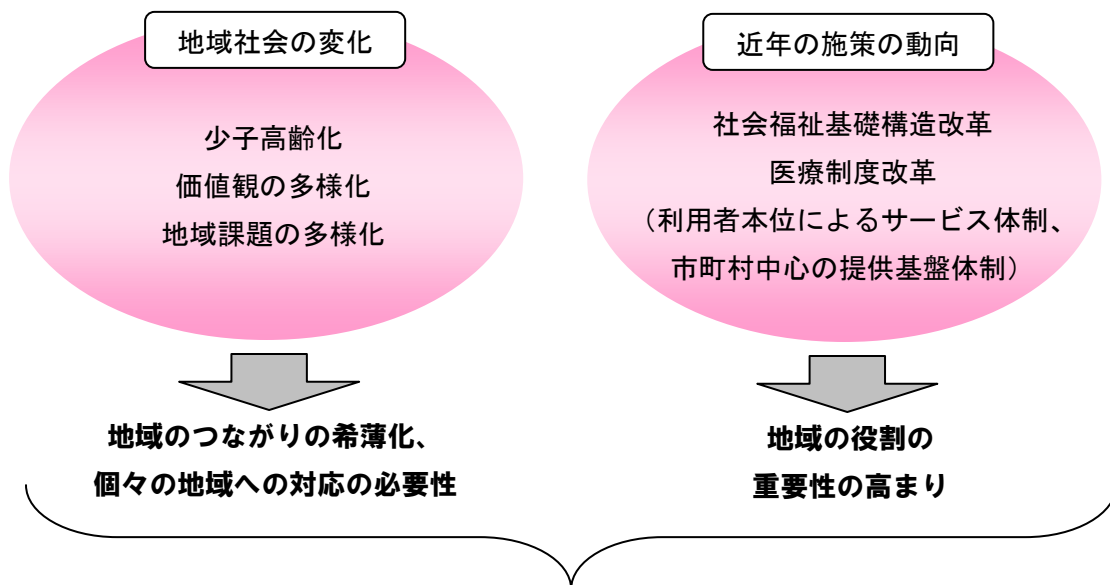
生活課題の多くは、かつて家族や地域社会の力で解決されてきました。社会情勢の変化により、それらの力が弱まった今、公的サービスの充実とともに、あらためて、家族や地域社会の重要性と新たな形の支え合い、助け合いの必要性が認識されてきました。

多様な生活課題の解決のためには、公的サービスと家族や地域社会の支え合い、助け合いが相互に補完し、その役割を果たしていく必要があります。

そのため、地域福祉は、「地域住民の暮らしの基盤である家庭とそれを取り巻く地域が、暮らしの中で生じる様々な生活課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいける仕組み」であるといえます。

また、地域福祉は、これまでの高齢者、子ども、障がい者といった対象、あるいは経済的に困難な人など限定された分野という従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、教育・文化、防犯・防災、住宅・生活環境、雇用など幅広い分野との連携が必要であり、いわば「福祉の視点からのまちづくり」ともいえます。

■ 地域福祉の必要性



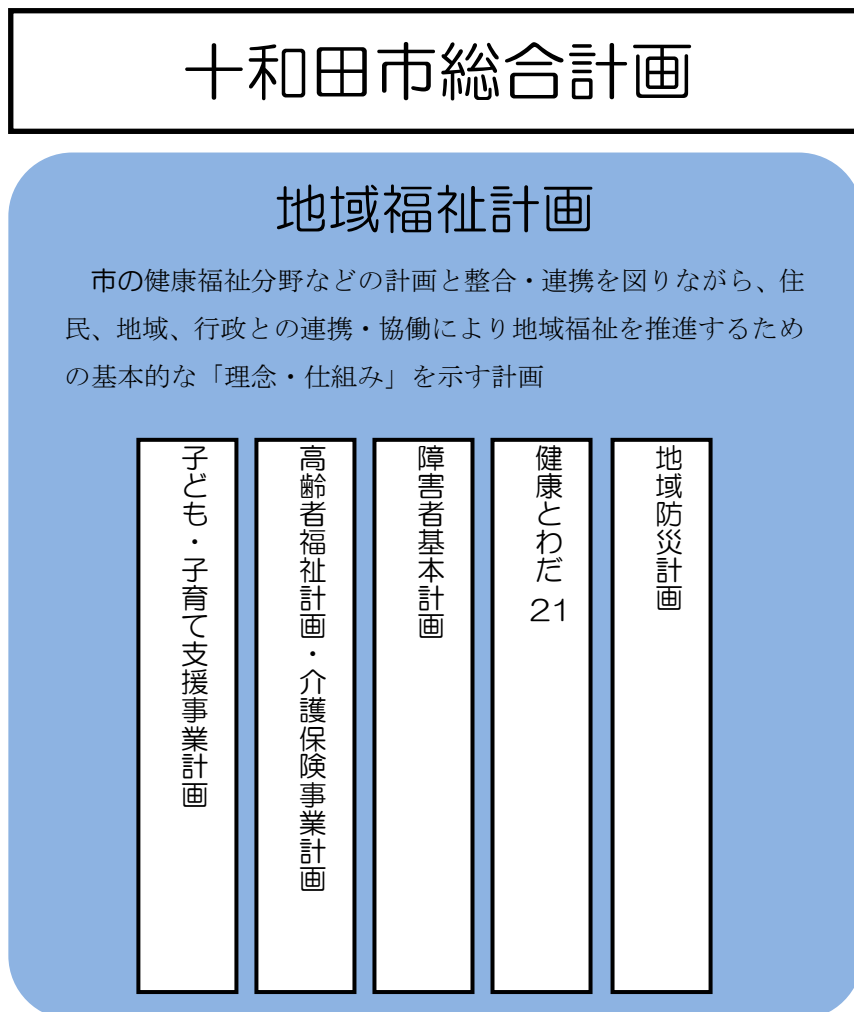
**行政だけでは対応しにくくなっており、
新たな支え合い（住民・地域・行政の協力＝協働）が必要です。**

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」であるとともに、市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画としての性格を持っています。

健康福祉分野などの各分野別計画と整合・連携を図りながら、多様化する個々の生活課題に対応するために、住民、地域、行政との連携・協働により地域福祉を推進するための基本的な「理念・仕組み」を示す計画です。

■計画の位置づけ



3. 「自助」、「共助」、「公助」の考え方

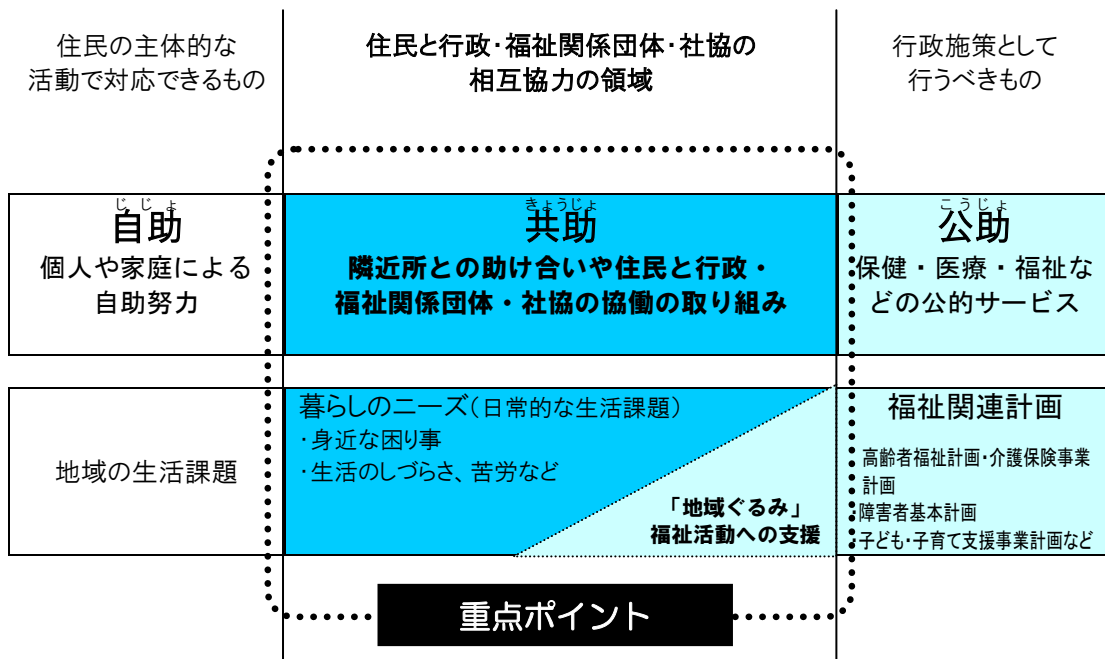
地域福祉計画では、住民・福祉関係団体・社協・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進が重要となります。

また、近年、高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、自殺者の増加などの問題が社会問題となっており、地域での見守りが一層重要となっています。

さらに、東日本大震災に代表される地震や水害などの大規模な災害が多発しており、災害時の避難などに手助けを必要とする避難行動要支援者への対策が大きな課題となっています。

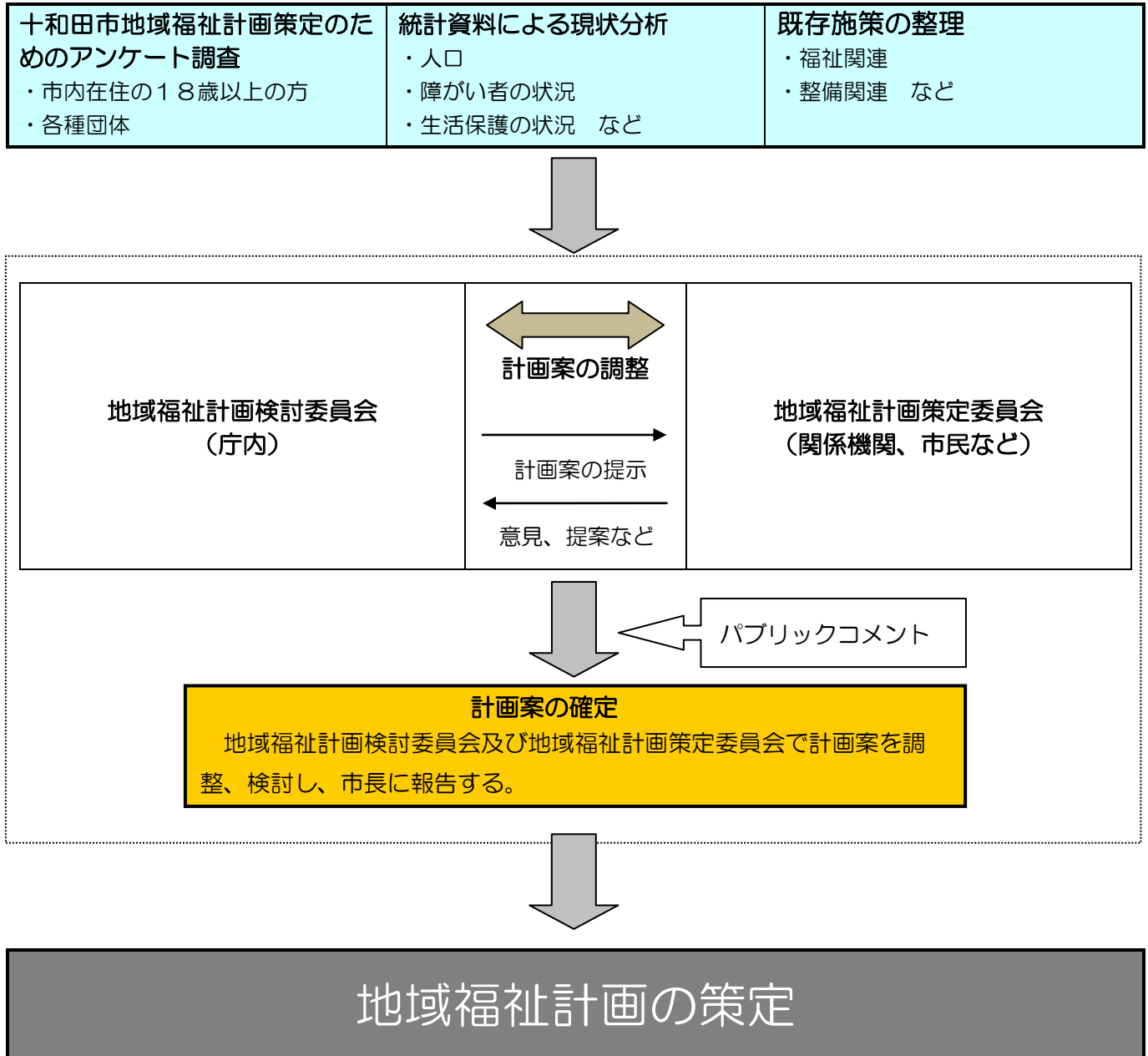
このように複雑多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。そのため、行政による福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■ 「自助」、「共助」、「公助」の関係図



4. 計画の策定体制イメージ

計画の策定に当たっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めていきます。



5. 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. 計画の体系

